

広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2019年 8月 5日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの経緯

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2016年6月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 進捗状況報告（計7回）
- 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2017年2月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 進捗状況報告（計6回）

■今回ご報告事項

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画の変更について
- 広域系統整備計画の進捗状況について
 - ✓ 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（第8回）
 - ✓ 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（第7回）

- 新設送電線の現地ルート調査結果等を踏まえ、広域系統整備計画に記載している内容に一部変更があったことから、業務規程第63条第2項に基づき、広域系統整備計画の変更を行った。（2019年7月17日変更）
- 併せて、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び費用負担者に通知した。

【計画変更内容】

<工事内容> 275kV東清水線※ 線種 : TACSR810mm²×2導体 → TACSR610mm²×2導体
新富士変電所 変圧器電圧 : 500/275kV → 500/154kV
変圧器容量 : 1,500MVA → 750MVA

※2019年5月21日 送電線名称決定

<工事費> 1,854億円 → 1,837億円 (▲17億円)

【変更理由】

東清水線 : ルート調査結果を踏まえた鉄塔設計や、至近の契約単価等を踏まえ経済的な電線線種へ変更したことにより、工事費低減が可能となったため。

新富士変電所 : 需要動向や再エネ導入状況を踏まえ、当該系統の潮流を精査した結果、変圧器仕様の変更による工事費低減が可能となったため。

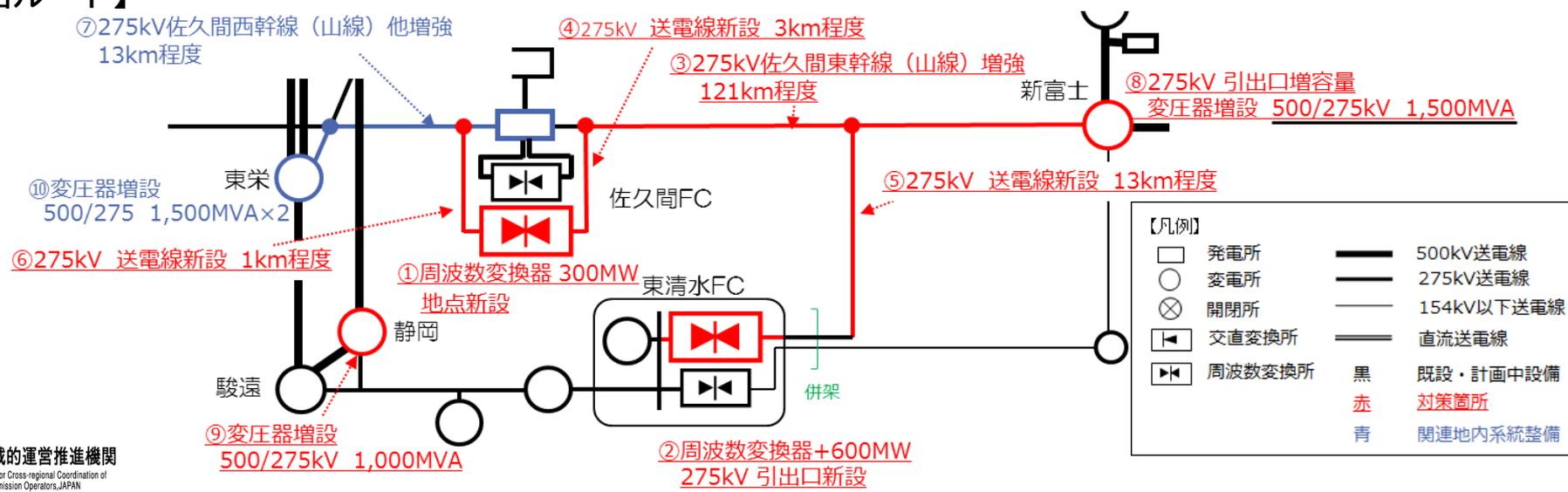
(余白)

【工事概要】

区分	No	工事概要	主な仕様	事業実施主体
送電線	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 275kV送電線新設 2回線 13km程度 • 東清水～275kV佐久間東幹線（山線）分岐点 	<ul style="list-style-type: none"> • 線種 TACSR810mm² 2導体 13km程度 	東京電力 PG
新富士変電所	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 275kV送電線引出口増強 2回線 ➤ 500/275kV変圧器増設 1台 ➤ 275kV母線増強 ➤ 系統安定化装置新設 他 	<ul style="list-style-type: none"> • 変圧器容量 1,500MVA 	東京電力 PG

【概略工事費】 **1,854億円**

【概略ルート】

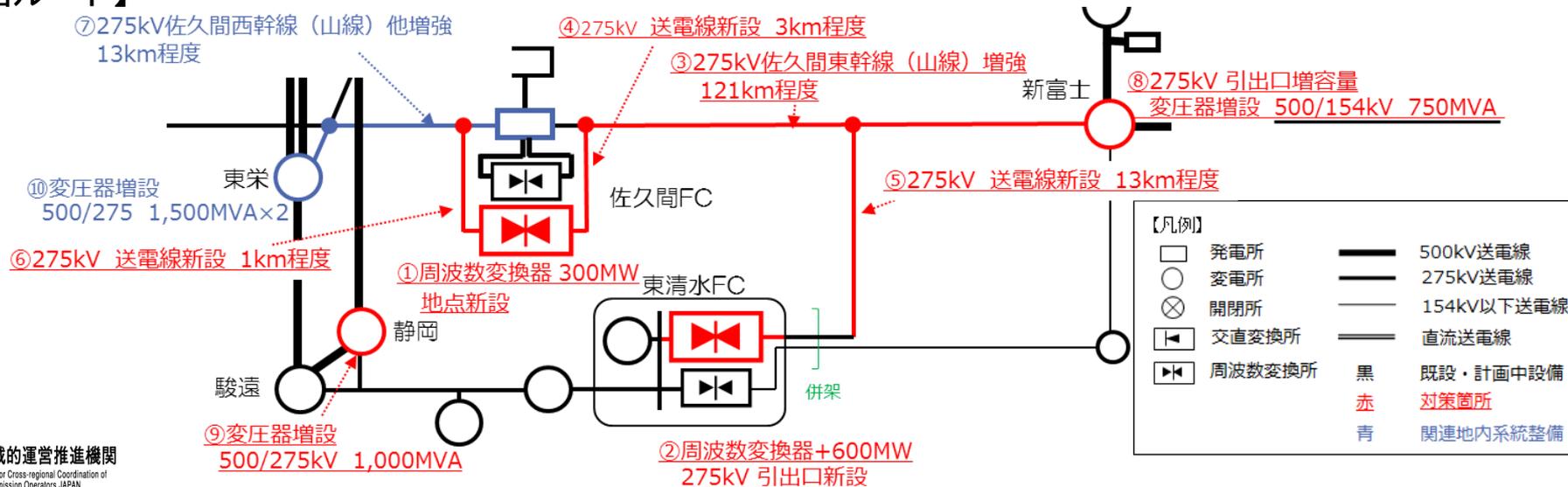


【工事概要】

区分	No	工事概要	主な仕様	事業実施主体
送電線	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 275kV送電線新設 2回線 13km程度 • 東清水～275kV佐久間東幹線（山線）分岐点 	<ul style="list-style-type: none"> • 線種 TACSR610mm² 2導体 13km程度 	東京電力 PG
新富士変電所	⑧	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 275kV送電線引出口増強 2回線 ➤ 500/154kV変圧器増設 1台 ➤ 275kV母線増強 ➤ 系統安定化装置新設 他 	<ul style="list-style-type: none"> • 変圧器容量 750MVA 	東京電力 PG

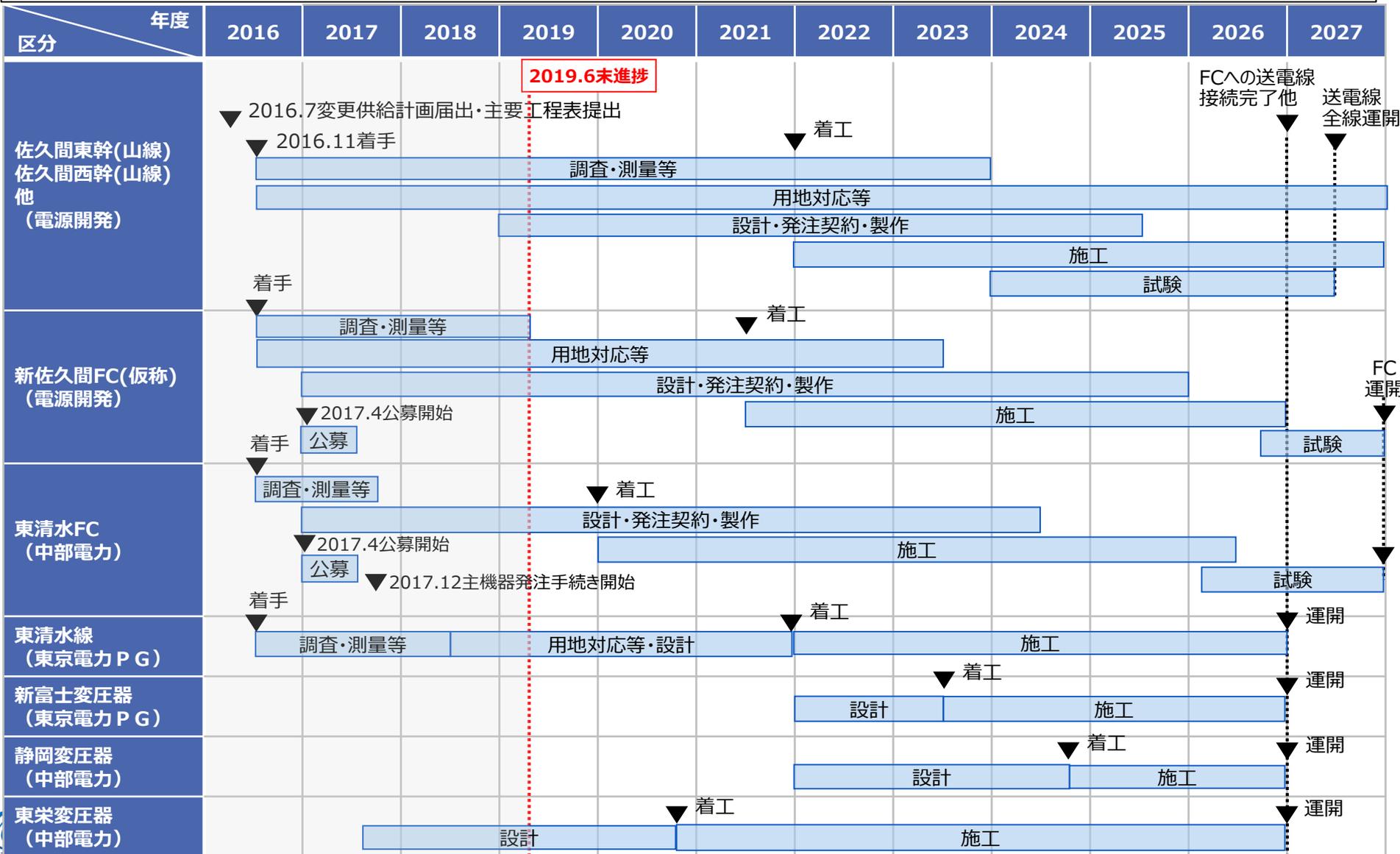
【概略工事費】 **1,837億円**

【概略ルート】



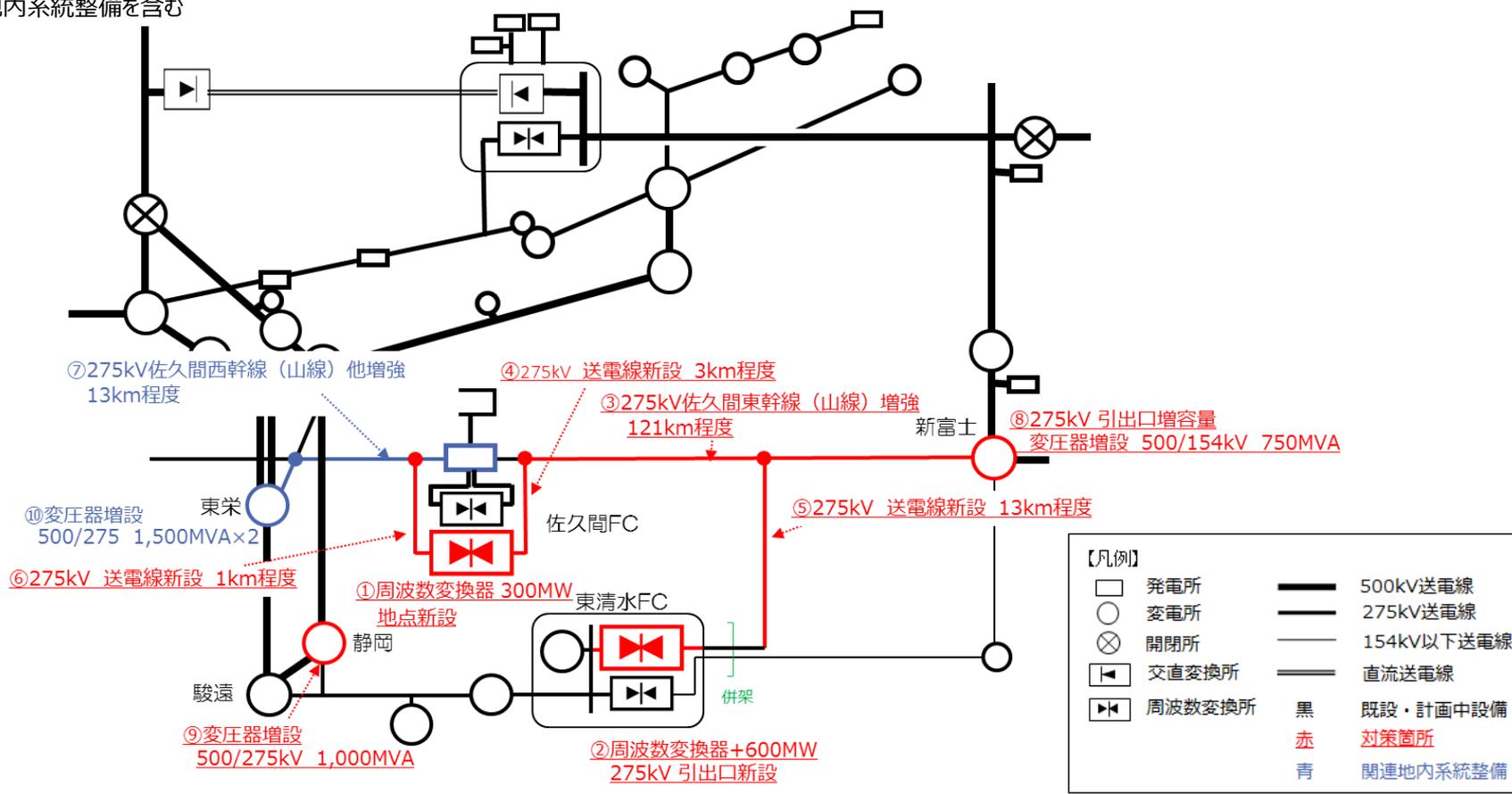
- 2019年3月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力、電源開発）より業務規程62条に基づき、四半期（6月末時点）の進捗状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項（2019年4月～2019年6月末）
 - 東清水FC 土木、建築工事発注準備中
 - 東栄変電所 主要機器の総合評価に向けた検討実施中
 - 東清水線 調査・測量業務（環境調査(猛禽類)実施中、環境アセス手続き中）、**線路名称決定（東清水線（仮称）⇒東清水線）**
 - 新佐久間FC(仮称) 地質調査実施中、基本設計業務（機器レイアウト最適化等の検討）実施中
 - 佐久間東幹(山線)他の調査・測量業務（技術測量・地質調査実施中）
 - 2019年2月の送電工事資機材の公募結果を踏まえ、供給力確保施策およびコスト低減方策を検討中
- 今後の予定等（2019年7月～）
 - **重要送電設備等の指定（2019年7月23日に指定済み）**
 - コスト等検証小委員会にて、主要設備（鉄塔材、電線）の調達プロセスのうち予報発注前段階での検証を実施（2019年7月29日）
 - 各工事において調査・測量等を順次進めていく。

■ 主要工程は以下のとおり。



事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線新設、⑧新富士変電所工事
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事※他

※関連地内系統整備を含む

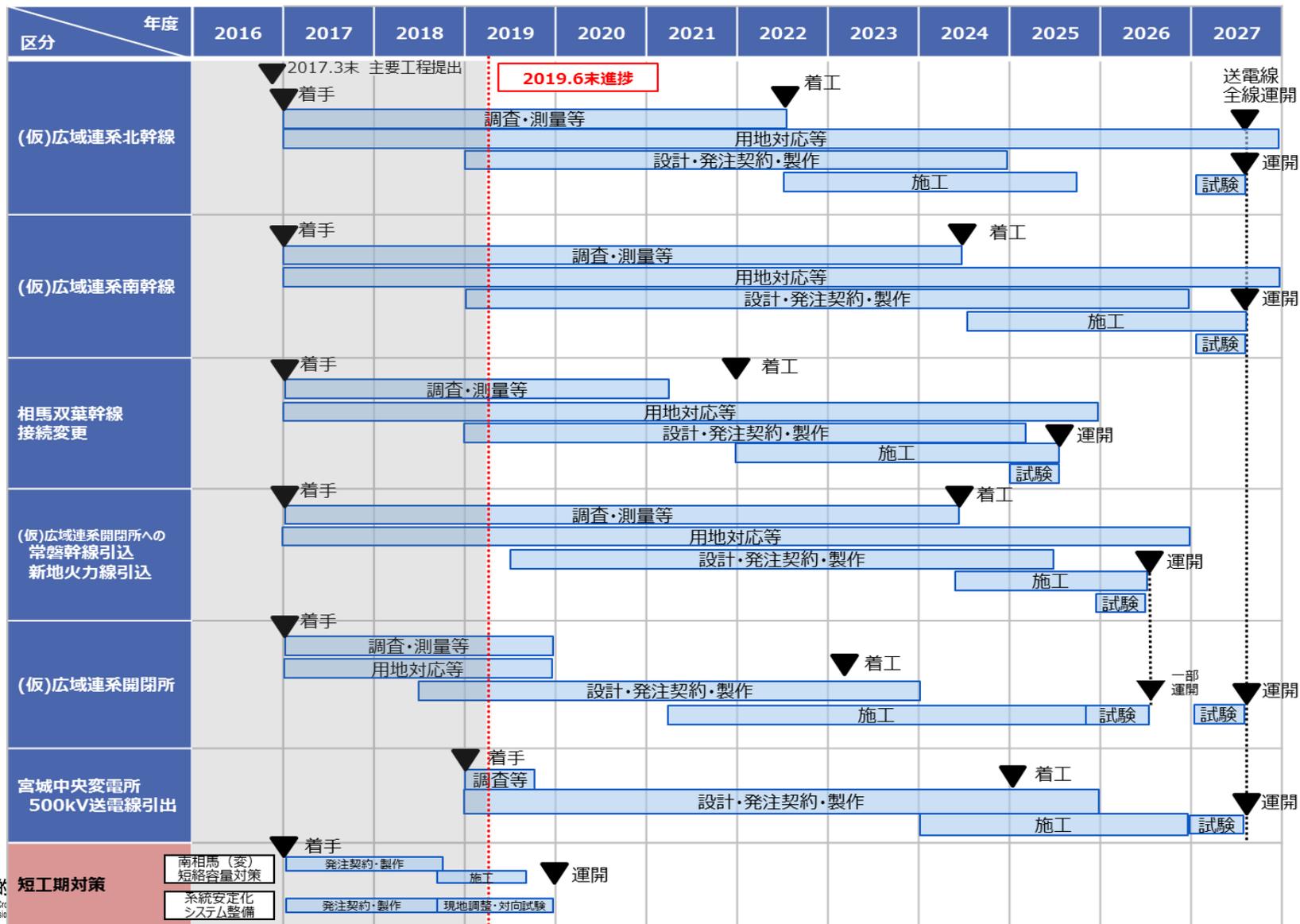


(余白)

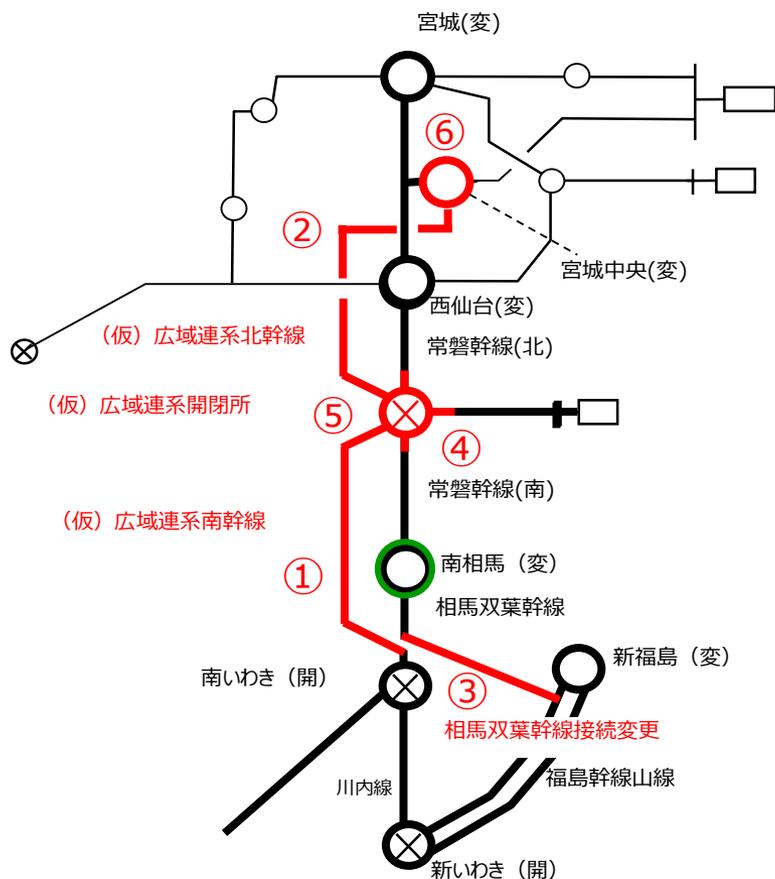
3. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

- 2019年3月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体(東北電力)より業務規程62条に基づき、四半期(6月末時点)の状況が提出され、これを確認したので報告する。
 - これまでの主な実施事項(2019年4月～6月末)
 - 関係地権者への鉄塔建設等に係る承諾取付交渉を実施ならびに地質調査に伴う補償交渉を開始
 - 想定ルート上に計画されている他事業者(大規模太陽光等)との協議・調整
 - 地質調査を実施中(2019年4月～)
 - ルート等選定に係る委託調査などを実施中(環境影響調査業務他)
 - 今後の予定等(2019年7月～)
 - **重要送電設備等の指定(2019年7月23日指定済み)**
 - コスト等検証小委員会にて、主要設備(鉄塔材、電線)の調達プロセスのうち予報発注前段階での検証を実施(2019年7月29日)
 - 関係地権者との送電線鉄塔の建設等に係る承諾取付交渉、地質調査に伴う補償交渉、開閉所および送電線に係る用地測量ならびに用地取得に向けた地権者交渉等を実施
 - ルート等調査測量ならびに開発計画との調整、所在不明地権者調査、委託調査
 - 仙台市環境影響評価条例等に基づく環境アセスを実施(2019年10月～)
- (短工期対策) 南相馬(変)短絡容量対策工事、 系統安定化システムの対向試験

■ 主要工程は以下のとおり。

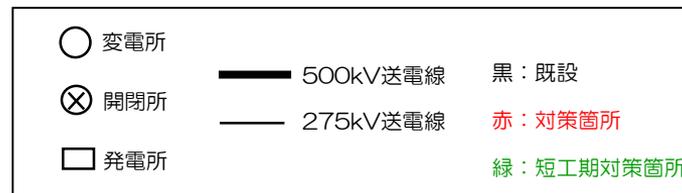


事業実施主体	主な工事
東北電力	① (仮) 広域連系南幹線新設、② (仮) 広域連系北幹線新設 ③ 相馬双葉幹線接続変更、④ (仮) 広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤ (仮) 広域連系開閉所新設、⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出



(参考) 短工期対策工事概要

項目	概要
南相馬(変) 短絡容量対策	遮断器 (3台) 等を許容電流が大きな機器へ取り替える。
電源制限装置	送電線熱容量対策及び同期安定性維持のために、制御装置及びこれに伴う通信設備を設置する。



【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。